

平成30年
8月号

濱田会計事務所通信

平成30年8月1日発行 Vol.12

前回 (Vol.11) からの続き・・・

例えば会社の財産状況を見る時には、貸借対照表により負債の額とともに資産の額を確認します。(貸借対照表は資産と負債のバランスを見るための財務諸表なのでバランスシート (B/S) とも言います。) 資産の額を確認せずに負債の額のみでその会社の財産状況を判断する事はありません。また、負債として計上されている金額が実質的な債務かどうかの判断を行います。債権者がその会社の子会社であったり、同族会社の社長自身である場合などは、その債務は会計上の債務であっても実質的にはほとんど債務ではありません。

例えば日本政府のバランスシートなどの分析を行えば、多くの方が心配している『日本政府の借金問題』なるものはないという結論になるのですが、皆様はどのように感じられるでしょうか？

税金の話からは外れますが興味のある方はいつでもご質問下さい。

<税務/会計トピックス>

特定支出控除の対象の拡大

『サラリーマンの必要経費』である給与所得控除は給与収入を得る為の必要経費として、予め一定額が自動的に認められています。

ただし、給与収入を得る為の必要経費が、給与所得控除の2分の1相当額を上回る場合は、その上回る部分の支出額を、給与所得控除に上乗せして控除できる制度があります。

この税務上認められる給与所得者の必要経費を特定支出と言い、この特定支出控除について見直しが行われ、特定支出控除の対象が広まりました(下記⑥、⑦が追加)。

この改正は平成32年分の所得税から適用されます。

特定支出の範囲(非課税手当として補填される金額は除く)

- ①通勤費用 ②転勤に伴う引っ越し費用 ③研修費用 ④資格を得るためにかかる費用
- ⑤勤務関連図書費、被服費、交際費等(⑤は計65万円まで、給与支払者の証明が必要)
- ⑥職務上の旅費 ⑦単身赴任者の帰宅にかかる費用

計算例

・給与収入 400万円 特定支出額 100万円

・給与収入が400万円の場合の給与所得控除額
 $4,000,000 \times 20\% + 540,000 = 1,340,000$

・特定支出控除の計算

$1,000,000 - (1,340,000 \times 1/2) = 330,000$

従って確定申告を行う事により、33万円の特定支出控除を受ける事が出来ます。

特定支出控除を受けるためには、確定申告書に特定支出に関する明細書及び、給与の支払者の証明書を添付するとともに、支出した金額を証する書類を申告書に添付し、提出する必要があります。



<相続・贈与税のお話し>

養子縁組の活用

相続税対策を考えた場合に、法定相続人を増やすことで基礎控除額や生命保険金の非課税枠の拡大などを狙って養子縁組を行なう場合があります。

例えば相続財産が1億円、相続人が子供一人の場合(例①)とその子供の配偶者を養子とした場合(例②)では下の計算式にあるように同じ1億円を相続した場合であっても税金の額に大きく影響があります。

例① 相続財産1億円 相続人1人(長男)

$$1 \text{ 億円} - (3000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 1) = 6400 \text{ 万円}$$

$$6400 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = \mathbf{1220 \text{ 万円}}$$

例② 相続財産1億円 相続人2人(長男、養子(長男の嫁))

$$1 \text{ 億円} - (3000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 2) = 5800 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{1} \text{ 長男 } 5800 \text{ 万円} \times 1/2 \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 385 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 養子 } 5800 \text{ 万円} \times 1/2 \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 385 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{3} \textcircled{1} + \textcircled{2} = \mathbf{770 \text{ 万円}}$$

相続税の総額の計算上、養子縁組により法定相続人が増えることで、1人当たりの法定相続分が減少します。これにより税率が低くなり相続税の総額を減少させることができます。相続税の計算上の養子は、実子ありの場合は1人、実子なしの場合は2人までとされます。ただし、課税当局に節税目的の養子縁組と判断されると否認されるおそれがあります。



養子縁組は他の相続人とのトラブルやいざこざを招く要因にもなりかねず注意が必要になります。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページに掲載しております。

「夏期休暇のご案内」

誠に勝手ながら下記の通り夏期休暇を頂きます。

平成30年8月13日～平成30年8月16日

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう!

